

事 務 連 絡  
平成 27 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

「染毛剤製造販売承認基準について」の一部訂正について

「染毛剤製造販売承認基準について」（平成 27 年 3 月 25 日付け薬食発 0325 第 33 号厚生労働省医薬食品局長通知）について、その一部を別添のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

該当箇所	正	誤
別紙中、2(1)ーイー(ア)の第一剤(非酸化染毛剤:2剤型の第一剤)	別表2のⅢ欄、V欄B又はV欄Cに掲げる有効成分を <u>必要に応じて配合する。</u>	別表2のV欄Bに掲げる有効成分を <u>1種類以上配合し、必要に応じて別表2のⅢ欄又はV欄Cに掲げる有効成分を配合すること</u> ができる。
別表2-2中、区分IのD及びE	硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール	酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール